

○防衛省告示第百七十号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和二年八月十七日から施行する。ただし、第六号、第八号及び第十五号から第二十九号までに掲げる対象防衛関係施設に係る部分は、同年九月六日から施行する。

令和二年八月七日

防衛大臣 河野 太郎

一 陸上自衛隊旭川駐屯地

対象防衛関係施設	対象防衛関係施設の所在地	北海道旭川市
対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の区域	春光町国有無番地 春光町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設	対象防衛関係施設の区域	大町二条二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十一丁目（次

に係る対象施設周辺地域

の図面に示す部分に限る。)まで及び十二丁目(次の図面に示す部分に限る。)、大町三条四丁目から九丁目まで、春光一条七丁目及び八丁目(次の図面に示す部分に限る。)、春光二条七丁目、春光三条六丁目及び七丁目、春光四条一丁目から七丁目まで、春光五条五丁目から七丁目まで(いずれも次の図面に示す部分に限る。)、春光町、住吉四条一丁目及び二丁目並びに花咲町一丁目から六丁目まで(いずれも次の図面に示す部分に限る。)

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二 陸上自衛隊帯広駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道帯広市	南町南七線二十一番地
対象防衛関係施設の区域	北海道帯広市	西十七条南六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西十八条南六丁目、西十九条南六丁目及び南町南六線から南九線まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道帯広市	自由が丘一丁目から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西十六条南六丁目、二十九丁目及び三十丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、西十七条南五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁目及び二十七丁目から三十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、西十八条南五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁目及び二十七丁目から三十九丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、西十九条南五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁

	備考
北海道河西郡芽室町	<p>目及び三十五丁目から三十八丁目まで、西二十一条南六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南の森西一丁目から三丁目まで、五丁目、六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び十丁目、南の森東一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに南町南六線及び南七線並びに南八線及び南九線（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
北伏古東六線及び東七線（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三 陸上自衛隊神町駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設周辺地域
山形県東根市	山形県東根市	山形県東根市 神町南三丁目一番一号
山形県東根市	神町南三丁目、大字若木及び大字神町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	板垣大通り（次の図面に示す部分に限る。）、若木一条通り（次の図面に示す部分に限る。）、若木二条通り（次の図面に示す部分に限る。）、若木三条通り、若木四条通り、若木五条通り、若木大通り（次の図面に示す部分に限る。）、若木小路（次の図面に示す部分に限る。）、若木通り一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目、神町営団一条通り（次の図

備考

山形県天童市	
大字川原子（次の図面に示す部分に限る。）	<p>面に示す部分に限る。）、神町営団二条通り（次の図面に示す部分に限る。）、神町営団中通り（次の図面に示す部分に限る。）、神町営団南通り（次の図面に示す部分に限る。）、神町北一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、神町中央一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、神町西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、神町東二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、神町南一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、神町南一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに三丁目、大字若木（次の図面に示す部分に限る。）、大字神町（次の図面に示す部分に限る。）、大字野田（次の図面に示す部分に限る。）並びに大字羽入（次の図面に示す部分に限る。）</p>

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四 陸上自衛隊相馬原駐屯地

対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 の所在地	対象防衛関係施設 の区域
群馬県北群馬郡	群馬県北群馬郡 榛東村	群馬県北群馬郡 大字新井千十七番地二
大字新井、大字広馬場及び大字山子田（いざれも次の図面に示す部分に限る。）	大字新井及び大字広馬場（いざれも次の図面に示す部分に限る。）	

に係る対象施設周辺地域

榛東村

す部分に限る。)

辺地域

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五 海上自衛隊大村航空基地

対象防衛関係施設
の所在地

長崎県大村市

今津町十番地

対象防衛関係施設の区域	長崎県大村市	今津町及び森園町（いざれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県大村市	今津町、古賀島町、富の原一丁目及び森園町（いざれも次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p> <p>一 北緯三十二度五十六分十一秒の点、東経百二十九度五十五分四十三秒の点</p> <p>二 北緯三十二度五十六分八秒の点、東経百二十九度五十五分三十八秒の点</p> <p>三 北緯三十二度五十五分五十一秒の点、東経百二十九度五十五分三十五秒の点</p> <p>四 北緯三十二度五十五分三十二秒の点、東経百二十九度五十五分三十七秒の点</p> <p>五 北緯三十二度五十五分二十三秒の点、東経百二十九度五十五分三十九秒の点</p>	

六 北緯三十二度五十五分七秒の点、東経百二十九度五十五分四十八秒の点

七 北緯三十二度五十五分〇秒の点、東経百二十九度五十五分五十七秒の点

八 北緯三十二度五十五分三秒の点、東経百二十九度五十六分十三秒の点

九 北緯三十二度五十五分七秒の点、東経百二十九度五十六分二十秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

一 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六 海上自衛隊岩国航空基地

対象防衛関係施設の所在地	山口県岩国市	三角町一丁目
対象防衛関係施設の区域	山口県岩国市	三角町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	山口県岩国市	三角町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七 航空自衛隊千歳基地

		対象防衛関係施設の所在地
	対象防衛関係施設の区域	北海道千歳市
北海道苫小牧市	北海道苫小牧市	北海道千歳市
字美沢（次の図面に示す部分に限る。）	青葉丘（次の図面に示す部分に限る。）、朝日町一丁目、二丁目及び八丁目、泉沢（次の図面に示す部分に限る。）、柏台（次の図面に示す部分に限る。）、美々（次の図面に示す部分に限る。）、平和（次の図面に示す部分に限る。）、本町二丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに五丁目並びに真々地二丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで	美々及び平和（いざれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八 航空自衛隊三沢基地

対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地	大字三沢（次の図面に示す部分に限る。）
青森県三沢市	青森県三沢市 大字三沢字後久保百二十五番地七号	

対象防衛関係施設 に係る対象施設周辺地域	青森県三沢市 岡三沢五丁目（次の図面に示す部分に限る。）から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び八丁目並びに大字三沢（次の図面に示す部分に限る。）
備考	

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設 の所在地	茨城県小美玉市	百里百七十番地
対象防衛関係施設 の区域	茨城県小美玉市	上合、下吉影、百里及び与沢（いざれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	茨城県小美玉市	飯前（次の図面に示す部分に限る。）、上合（次の図面に示す部分に限る。）、下吉影（次の図面に示す部分に限る。）、外之内（次の図面に示す部分に限る。）、百里、山野（次の図面に示す部分に限る。）及び与沢（次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十 航空自衛隊浜松基地

対象防衛関係施設の所在地の区域	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の区域
静岡県浜松市西区	静岡県浜松市西区	静岡県浜松市西区	静岡県浜松市西区
静岡県浜松市西区 （次の図面に示す部分に限る。）	静岡県浜松市中区 （次の図面に示す部分に限る。）	静岡県浜松市西区 （次の図面に示す部分に限る。）	西山町（次の図面に示す部分に限る。） （次の図面に示す部分に限る。）

静岡県浜松市中

区

葵東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、小豆餅一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、泉三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、泉町、幸五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、高丘町、高丘西一丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、高丘東一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、富塚町（次の図面に示す部分に限る。）、萩丘一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、和合北四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに和合町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

一 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十一 航空自衛隊小松基地

備考	対象防衛関係施設の所在地	石川県小松市	向本折町戊二百六十七番地
	対象防衛関係施設の区域	石川県小松市 浮柳町、佐美町、日末町及び向本折町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	対象防衛関係施設周辺地域

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十二 航空自衛隊築城基地

対象防衛関係施設周辺地域に係る対象施設周辺地域	対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設	対象防衛関係施設の所在地域
福岡県築上郡築上町	福岡県築上郡築上町	大字西八田	福岡県築上郡築上町
福岡県行橋市	大字松原（次の図面に示す部分に限る。）	大字下別府、大字西八田及び大字弓の師（いざれも次の図面に示す部分に限る。）	大字下別府、大字西八田、大字東築城、大字東八田及び大字弓の師（いざれも次の図面に示す部分に限る。）

	福岡県行橋市	大字稻童（次の図面に示す部分に限る。）、大字道場寺（次の図面に示す部分に限る。）及び大字松原
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点と七に結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯三十三度四十一分四十三秒、東経百三十一度一分二十二秒の点 二 北緯三十三度四十一分二十九秒、東経百三十一度一分四十一秒の点 三 北緯三十三度四十一分三十六秒、東経百三十一度二分五十六秒の点 四 北緯三十三度四十一分三十一秒、東経百三十一度三分二秒の点 五 北緯三十三度四十一分三十八秒、東経百三十一度三分二十七秒の点 六 北緯三十三度四十一分十六秒、東経百三十一度三分三十六秒の点	

七 北緯三十三度四十一分一秒、東経百三十一度三分十一秒の

点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十三 航空自衛隊新田原基地

対象防衛関係施設 の所在地	宮崎県児湯郡新富町	大字新田一万九千五百八十一番地
------------------	-----------	-----------------

対象防衛関係施設 の区域	宮崎県児湯郡新 富町	大字新田及び大字三納代（いざれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	宮崎県児湯郡新 富町	大字上富田、大字新田及び大字三納代（いざれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の区域
沖縄県那覇市 辺地域	沖縄県那覇市	沖縄県那覇市
字赤嶺、字安次嶺、字大嶺、字具志、字高良、字当間及び字宮城（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 赤嶺一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、宇栄原一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、金城四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、具志一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、高良三丁目、宮城一丁目、字赤嶺、字安次嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字大嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）、字具志（次の図面に示す部分に限る。）、字高良、字当間（次の図面に示す部分に限る。）並びに字宮城（次の図面に示す部分に限る。）	字赤嶺、字安次嶺、字大嶺、字具志、字高良、字当間及び字宮城（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 赤嶺一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、宇栄原一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、金城四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、具志一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、高良三丁目、宮城一丁目、字赤嶺、字安次嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字大嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）、字具志（次の図面に示す部分に限る。）、字高良、字当間（次の図面に示す部分に限る。）並びに字宮城（次の図面に示す部分に限る。）	字當間三百一番地

次に掲げる点を順次に結んだ線

一 北緯二十六度十分五十一秒、東経百二十七度三十八分四十秒の点

及び一に掲げる点と四に掲げる点と四に結んだ線

二 北緯二十六度十分三十八秒、東経百二十七度三十八分四十秒の点

点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

三 北緯二十六度十分三十六秒、東経百二十七度三十九分五秒の点

四 北緯二十六度十分五十五秒、東経百二十七度三十八分五十秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

一 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十五 三沢飛行場

対象防衛関係施設 の所在地	対象防衛関係施設 の区域	青森県三沢市
青森県三沢市	青森県三沢市	大字三沢字平畠ほか
青森県三沢市 に係る対象施設周辺地域	<p>北町 青森県上北郡東大字大浦（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>大字三沢（次の図面に示す部分に限る。）、東岡三沢一丁目、岡三沢一丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、岡三沢五丁目、平畠一丁目並びに大字大浦（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>五丁目から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに八</p>	大字三沢、中央町三丁目、大町一丁目、新町二丁目及び四丁目、上久保一丁目、花園町一丁目、二丁目及び四丁目、東岡三沢一丁目、岡三沢五丁目、平畠一丁目並びに大字大浦（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

丁目、平畠一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、幸町一丁目及び三丁目、中央町一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、大町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、本町二丁目並びに三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、字古間木山（次の図面に示す部分に限る。）、古間木一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字犬落瀬（次の図面に示す部分に限る。）、上久保一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、花園町一丁目から五丁目まで並びに大字大浦（次の図面に示す部分に限る。）	青森県上北郡東北町	青森県上北郡東北町
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる 二 北緯四十度四十三分四秒、東経百四十一度十八分三十二秒の点	一 北緯四十度四十三分四秒、東経百四十一度十八分三十二秒	大字大浦（次の図面に示す部分に限る。）

点と人に掲げる
秒の点

点とを結ぶ湖岸
線により囲まれ
た水域

三 北緯四十度四十三分三十八秒、東経百四十一度十九分十二
秒の点

四 北緯四十度四十三分四十一秒、東経百四十一度十九分四十
二秒の点

五 北緯四十度四十三分三十六秒、東経百四十一度二十分十九
一秒の点

六 北緯四十度四十三分二十五秒、東経百四十一度二十分五十
一秒の点

七 北緯四十度四十三分六十秒、東経百四十一度二十一分十四
一秒の点

八 北緯四十度四十四分三秒、東経百四十一度二十一分二十八
一秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十六　車力通信所

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設周辺地域
青森県つがる市 豊富町屏風山	青森県つがる市 豊富町屏風山（次の図面に示す部分に限る。）	青森県つがる市 豊富町屏風山（次の図面に示す部分に限る。）	青森県つがる市 豊富町屏風山及び富范町屏風山（いづれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域			

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十七 横田飛行場

対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設
東京都福生市	東京都福生市	大字熊川ほか
大字熊川及び大字福生（いづれも次の図面に示す部分に限る。）		

					東京都羽村市
					川崎（次の図面に示す部分に限る。）
					東京都西多摩郡 瑞穂町
					大字箱根ヶ崎、大字殿ヶ谷、大字石畠及び大字武藏（いずれも 次の図面に示す部分に限る。）
					東京都武藏村山 大字岸及び大字三ツ木
					市
					東京都立川市
					東京都昭島市
					西砂町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目
					美堀町三丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
					大字熊川（次の図面に示す部分に限る。）、大字熊川二宮、牛浜 (次の図面に示す部分に限る。)、大字福生（次の図面に示す部 分に限る。）、大字福生二宮及び武藏野台一丁目
東京都羽村市					川崎（次の図面に示す部分に限る。）、神明台四丁目（次の図面 に示す部分に限る。）並びに双葉町二丁目（次の図面に示す部分

に限る。) 及び三丁目

東京都昭島市	東京都立川市	東京都武藏村山市	東京都西多摩郡瑞穂町
美堀町三丁目及び四丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)	一番町六丁目(次の図面に示す部分に限る。) 並びに西砂町三丁目から六丁目まで(いずれも次の図面に示す部分に限る。) 及び七丁目	大字岸、大字三ツ木、中原三丁目及び四丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。) 並びに五丁目、残堀二丁目(次の図面に示す部分に限る。) から四丁目(次の図面に示す部分に限る。) まで並びに伊奈平四丁目から六丁目まで(いずれも次の図面に示す部分に限る。)	むさし野一丁目及び二丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。) 並びに三丁目、南平一丁目及び二丁目(次の図面に示す部分に限る。) 並びに箱根ヶ崎東松原、大字箱根ヶ崎、大字武藏、大字殿ヶ谷及び大字石畑(いずれも次の図面に示す部分に限る。)

並びに五丁目並びに松原町三丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十八 キャンプ座間

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設
神奈川県座間市	神奈川県座間市 座間ほか

		の区域
対象防衛関係施設 に係る対象施設周辺地域		
神奈川県座間市 市南区	神奈川県相模原 磯部及び新戸	す部分に限る。)、入谷一丁目、座間一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、入谷東一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、栗原中央一丁目及び二丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)並びに栗原(次の図面に示す部分に限る。)
座間(次の図面に示す部分に限る。)、座間入谷(次の図面に示す部分に限る。)、入谷一丁目、座間一丁目及び二丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)、相武台一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、緑ヶ丘一丁目、二丁目、五丁目及び六丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)、明王、入谷東一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、入谷西一丁目並びに二丁目及び三丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)から三丁目(次の図面に示す部分に限る。)まで及び六丁目(次の図面に示す部分に限る。)並びに立野台一丁目(次の	す部分に限る。)、入谷一丁目、座間一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、入谷東一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、栗原中央一丁目及び二丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)並びに栗原(次の図面に示す部分に限る。)	

図面に示す部分に限る。)

神奈川県相模原
市南区

磯部（次の図面に示す部分に限る。）、新戸（次の図面に示す部分に限る。）、新磯野（次に限る。）、麻溝台（次の図面に示す部分に限る。）、新磯野三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで並びに相武台一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

一 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地
対象防衛関係施設周辺地域	神奈川県大和市	神奈川県綾瀬市 神奈川県綾瀬市 神奈川県綾瀬市
対象防衛関係施設周辺地域	上草柳（次の図面に示す部分に限る。）、下草柳（次の図面に示す部分に限る。）、本蓼川、福田（次の図面に示す部分に限る。）及び桜森一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	蓼川、本蓼川、深谷及び深谷上四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

神奈川県大和市	<p>上草柳（次の図面に示す部分に限る。）、下草柳（次の図面に示す部分に限る。）、本蓼川、福田（次の図面に示す部分に限る。）、桜森一丁目並びに二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、草柳一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、中央三丁目から六丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、柳橋四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、福田二丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、六丁目並びに七丁目及び八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに代官一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、三丁目並びに四丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に</p>

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十 横須賀海軍施設

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設	対象防衛関係施設の区域
市	神奈川県横須賀	本町一丁目ほか
神奈川県横須賀市	神奈川県横須賀市	本町一丁目及び二丁目（いすれも次の図面に示す部分に限る。）、楠ヶ浦町（次の図面に示す部分に限る。）、泊町、稻岡町（次の図面に示す部分に限る。）並びに大滝町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

		の図面に示す部分に限る。)、緑が丘(次の図面に示す部分に限る。)、汐入町一丁目及び二丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)並びに東逸見町一丁目(次の図面に示す部分に限る。)
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十一に掲げる点とを結ぶ海	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十一に掲げる点とを結ぶ海
	岸線により囲まれた海域	岸線により囲まれた海域
一 の点	北緯三十五度十七分五秒、東経百三十九度三十九分十七秒	北緯三十五度十七分五秒、東経百三十九度三十九分十七秒
二 の点	北緯三十五度十七分九秒、東経百三十九度三十九分二十秒	北緯三十五度十七分九秒、東経百三十九度三十九分二十秒
三 の点	北緯三十五度十七分二十五秒、東経百三十九度三十九分十二秒	北緯三十五度十七分二十五秒、東経百三十九度三十九分十二秒
四 の点	北緯三十五度十七分四十秒、東経百三十九度三十九分十五秒	北緯三十五度十七分四十秒、東経百三十九度三十九分十五秒
五 の点	北緯三十五度十七分四十六秒、東経百三十九度三十九分三十三秒	北緯三十五度十七分四十六秒、東経百三十九度三十九分三十三秒
六 の点	北緯三十五度十八分六秒、東経百三十九度三十九分三十一秒	北緯三十五度十八分六秒、東経百三十九度三十九分三十一秒
七 の点	北緯三十五度十八分十六秒、東経百三十九度四十分十二秒	北緯三十五度十八分十六秒、東経百三十九度四十分十二秒

八 北緯三十五度十八分十秒、東経百三十九度四十分三十三秒
の点

九 北緯三十五度十七分四十三秒、東経百三十九度四十一分〇
秒の点

十 北緯三十五度十七分十九秒、東経百三十九度四十一分七秒
の点

十一 北緯三十五度十七分七秒、東経百三十九度四十分四十一
秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に
含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区
域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ
るものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対
象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十一 経ヶ岬通信所

対象防衛関係施設 の所在地	対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	京都府京丹後市
京都府京丹後市	京都府京丹後市	丹後町袖志（次の図面に示す部分に限る。）	丹後町袖志
次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域	一 北緯三十五度四十五分五十七秒、東経百三十五度十一分二 十八秒の点 二 北緯三十五度四十六分四秒、東経百三十五度十一分二十八 秒の点 三 北緯三十五度四十六分十一秒、東経百三十五度十一分三十 二秒の点 四 北緯三十五度四十六分十三秒、東経百三十五度十一分四十 二秒の点	京都府京丹後市 丹後町袖志及び丹後町尾和（いずれも次の図面に示す部分に限 る。）	

三秒の点

五 北緯三十五度四十六分十秒、東経百三十五度十一分五十九

秒の点

六 北緯三十五度四十五分五十三秒、東経百三十五度十二分三

秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十二 岩国飛行場

対象防衛関係施設

山口県岩国市

三角町一丁目ほか

の所在地	対象防衛関係施設 の区域	山口県岩国市
<p>三角町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、車町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、旭町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、門前町五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、愛宕町二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、尾津町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、牛野谷町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに由宇町（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>阿多田及び小方町小方（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>一 北緯三十四度九分三十六秒、東経百三十二度十四分五十八秒の点</p> <p>二 北緯三十四度九分二十七秒、東経百三十二度十六分五秒の点</p> <p>点と五に掲げる点</p> <p>点とを結ぶ海岸線により囲まれの点</p> <p>三 北緯三十四度八分十八秒、東経百三十二度十七分三十四秒</p>	<p>広島県大竹市</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれ</p>

た海域

四 北緯三十四度六分十一秒、東経百三十二度十五分四十六秒
の点

五 北緯三十四度七分三十五秒、東経百三十二度十四分三秒の
点

対象防衛関係施設
に係る対象施設周
辺地域

山口県岩国市

三角町一丁目から三丁目まで、旭町一丁目、二丁目（次の図面
に示す部分に限る。）及び三丁目、車町二丁目（次の図面に示す
部分に限る。）及び三丁目、中津町二丁目（次の図面に示す部分
に限る。）及び三丁目、門前町二丁目及び三丁目（いずれも次の
図面に示す部分に限る。）、四丁目並びに五丁目（次の図面に示
す部分に限る。）、川下町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、
尾津町一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に
限る。）、牛野谷町一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に
示す部分に限る。）、愛宕町一丁目から三丁目まで、南岩国町一
丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、平田
一丁目、四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限
る。）並びに川西四丁目（次の図面に示す部分に限る。）

一に掲げる点から八に掲げる点
一 北緯三十四度九分四十六秒、東經百三十二度十三分四十三
秒の点

一 北緯三十四度九分四十六秒、東經百三十二度十三分四十三
秒の点

二 北緯三十四度九分五十二秒、東経百三十二度十四分十三秒

三 北緯三十四度九分五十秒、東經百三十二度十四分三十六秒
げる点と九に掲
の点

河岸線、九に掲
げる点と十に掲
四 北緯三十四度九分三十七秒、東經百三十一度十六分十秒の
点

五 北緯三十四度八分二十秒、東経百三十二度十七分五十秒の
ご線並びに一二
点

六 北緯三十四度五分五十七秒、東經百三十二度十五分四十八

掲げる点とを結
秒の点

七 北緯三十四度七分四十一秒、東經百三十二度十三分三十秒
ぶ海岸線及び河

岸線により囲ま
る点

北緯三十四度八分六秒、東経百三十二度十三分二十四秒の

点

九 北緯三十四度八分六十秒、東經百三十二度十二分五十秒の

十 北緯三十四度九分四秒、東経百三十二度十二分五十五秒の点

十一に掲げる点
から十八に掲げる点
十九秒の点

十一に掲げる点
から十八に掲げる点
十九秒の点

十二 北緯三十四度十一分四十二秒、東経百三十二度十八分二
七秒の点

十一に掲げる点
と十八に掲げる点
と十九に掲げる点
十一秒の点

十一に掲げる点
と十九に掲げる点
と二十に掲げる点
と二十一に掲げる点
二十一秒の点

陸域

一秒の点

十九に掲げる点から二十六に掲げる点までを順次に結んだ線及び十九に掲げる点と二十六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域

十九 北緯三十四度七分十七秒、東経百三十二度十八分四十四秒の点

二十 北緯三十四度七分二十三秒、東経百三十二度十八分四十八秒の点

二十一 北緯三十四度七分二十六秒、東経百三十二度十八分五十四秒の点

二十二 北緯三十四度七分二十七秒、東経百三十二度十九分四秒の点

二十三 北緯三十四度七分二十秒、東経百三十二度十九分十五秒の点

二十四 北緯三十四度七分八秒、東経百三十二度十九分十秒の点

二十五 北緯三十四度七分六秒、東経百三十二度十八分五十九秒の点

二十六 北緯三十四度七分八秒、東経百三十二度十八分四十七秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十三 佐世保海軍施設

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市
対象防衛関係施設の区域	平瀬町ほか 長崎県佐世保市 平瀬町、立神町、御船町及び金比良町（いざれも次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設
に係る対象施設周辺地域

長崎県佐世保市	平瀬町、立神町（次の図面に示す部分に限る。）、神島町（次の図面に示す部分に限る。）、御船町（次の図面に示す部分に限る。）、金比良町（次の図面に示す部分に限る。）、今福町（次の図面に示す部分に限る。）、長尾町（次の図面に示す部分に限る。）、矢岳町（次の図面に示す部分に限る。）、泉町（次の図面に示す部分に限る。）、上町（次の図面に示す部分に限る。）、元町（次の図面に示す部分に限る。）、松浦町（次の図面に示す部分に限る。）、元町（次の図面に示す部分に限る。）、湊町、常盤町（次の図面に示す部分に限る。）、榮町（次の図面に示す部分に限る。）、島瀬町（次の図面に示す部分に限る。）、島地町（次の図面に示す部分に限る。）、万津町及び新港町（次の図面に示す部分に限る。）
一に掲げる点と 二に掲げる点と を結んだ線、二 に掲げる点と三 に掲げる点とを 三 北緯三十三度九分五十秒、東経百二十九度四十三分二十三 八秒の点	一 北緯三十三度十分二十八秒、東経百二十九度四十二分五十 六秒の点 二 北緯三十三度十分二十九秒、東経百二十九度四十二分五十 八秒の点

結ぶ河岸線及び
海岸線、三に掲
げる点から十に

秒の点

掲げる点までを
順次に結んだ線
並びに一に掲げ
る点と十に掲げ
る点とを結ぶ河
岸線及び海岸線
により囲まれた
水域

四 北緯三十三度九分四十四秒、東経百二十九度四十三分二十
七秒の点

五 北緯三十三度九分三十七秒、東経百二十九度四十三分二十
四秒の点

六 北緯三十三度九分三十秒、東経百二十九度四十三分六秒の
点

七 北緯三十三度九分二十九秒、東経百二十九度四十二分五十
二秒の点

八 北緯三十三度九分三十一秒、東経百二十九度四十二分三十
九秒の点

九 北緯三十三度九分三十七秒、東経百二十九度四十二分三十
四秒の点

十 北緯三十三度九分五十四秒、東経百二十九度四十二分三十
一秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

一 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十四 立神港区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設周辺地域
長崎県佐世保市立神町	長崎県佐世保市立神町（次の図面に示す部分に限る。）	長崎県佐世保市立神町、神島町、御船町、金比良町及び平瀬町（いざれも次の図面に示す部分に限る。）

備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に</p>
	一に掲げる点から三に掲げる点までを順次に結んだ線、三に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線、四に掲げる点と五に掲げる点と五に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
	北緯三十三度九分三十三秒、東経百二十九度四十三分一秒の点
	北緯三十三度九分二十六秒、東経百二十九度四十二分十六秒の点
	北緯三十三度九分三十三秒、東経百二十九度四十二分四秒の点
	北緯三十三度九分四十六秒、東経百二十九度四十二分四秒の点

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十五 キャンプ・シユワブ

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	一に掲げる点か
沖縄県名護市 字辺野古ほか	字辺野古、字久志、字許田、字数久田、字世富慶及び字豊原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	沖縄県国頭郡宜野座村 字松田（次の図面に示す部分に限る。） 一 北緯二十六度三十一分五十四秒、東経百二十八度二分四十

				ら真方位九十度 に引いた線と二 に掲げる点から 真方位百三十二 度四十五分に引 いた線との間の 陸岸の前面五百 メートル以内の 海域	四秒の点 二 北緯二十六度三十一分十一秒、東經百二十八度二分九秒の 点
辺地域	沖縄県名護市	字辺野古、字許田、字数久田、字世富慶、字一見、字豊原、字 久志及び字幸喜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	沖縄県国頭郡宜 野庄村	字松田（次の図面に示す部分に限る。）	二 北緯二十六度三十一分十一秒、東經百二十八度二分九秒の 点
次に掲げる点を 順次に結んだ線 の点	一 北緯二十六度三十二分五秒、東經百二十八度二分四十三秒				

及び一に掲げる
点と九に掲げる
点とを結ぶ海岸
線により囲まれ
た海域

二 北緯二十六度三十二分四秒、東経百一十八度三分六秒の点
三 北緯二十六度三十一分四十六秒、東経百二十八度三分三十
一秒の点

四 北緯二十六度三十一分十秒、東経百二十八度三分四十三秒
の点

五 北緯二十六度三十分五十七秒、東経百二十八度三分三十四
秒の点

六 北緯二十六度三十分四十七秒、東経百二十八度三分十四秒
の点

七 北緯二十六度三十分五十秒、東経百二十八度二分十九秒の
点

八 北緯二十六度三十一分三秒、東経百二十八度二分一秒の点
九 北緯二十六度三十一分八秒、東経百二十八度二分〇秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に
含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十六 キャンプ・ハンセン

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	沖縄県国頭郡金武町	字金武ほか
沖縄県国頭郡金武町	字金武、字伊芸及び字屋嘉（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	沖縄県国頭郡恩納村	字恩納、字瀬良垣、字安富祖、字喜瀬武原及び字名嘉真（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
沖縄県名護市	字喜瀬、字久志及び字幸喜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		

					対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	
					沖縄県国頭郡金 武町	沖縄県国頭郡宜 野座村
					沖縄県国頭郡恩 納村	字松田、字宜野座、字惣慶及び字漢那（いざれも次の図面に示す部分に限る。）
					沖縄県名護市	字恩納、字瀬良垣、字安富祖、字喜瀬武原及び字名嘉真（いざれも次の図面に示す部分に限る。）
					沖縄県国頭郡宜 野座村	字喜瀬、字幸喜、字久志及び字許田（いざれも次の図面に示す部分に限る。）
順次に結んだ線を 次に掲げる点を 順次に結んだ線	沖縄県国頭郡宜 野座村	字松田、字宜野座、字惣慶及び字漢那（いざれも次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯二十六度二十六分五十三秒、東経百二十七度五十四分三十七秒の点			

及び一に掲げる
点と九に掲げる
点とを結ぶ海岸
線により囲まれ
た海域

二 北緯二十六度二十六分四十九秒、東経百二十七度五十四分
三十二秒の点

三 北緯二十六度二十六分四十六秒、東経百二十七度五十四分
十一秒の点

四 北緯二十六度二十六分五十秒、東経百二十七度五十四分一
秒の点

五 北緯二十六度二十六分五十八秒、東経百二十七度五十三分
五十四秒の点

六 北緯二十六度二十六分五十八秒、東経百二十七度五十三分
四十二秒の点

七 北緯二十六度二十七分一秒、東経百二十七度五十三分三十
四秒の点

八 北緯二十六度二十七分十三秒、東経百二十七度五十三分二
十一秒の点

九 北緯二十六度二十七分二十秒、東経百二十七度五十三分十
七秒の点

次に掲げる点を

十 北緯二十六度二十七分十九秒、東経百二十七度五十三分十

順次に結んだ線

四秒の点

及び十に掲げる
点と十一に掲げ
る点とを結ぶ海
岸線により囲ま
れた海域

十一 北緯二十六度二十七分二十五秒、東経百二十七度五十三

分一秒の点

次に掲げる点を
順次に結んだ線

十二 北緯二十六度二十七分二十七秒、東経百二十七度五十二

分十一秒の点

及び十二に掲げ
る点と十五に掲
げる点とを結ぶ

十三 北緯二十六度二十七分十七秒、東経百二十七度五十二分
二秒の点

海岸線により囲
まれた海域

十四 北緯二十六度二十七分十秒、東経百二十七度五十一分四
十二秒の点

十五 北緯二十六度二十七分十二秒、東経百二十七度五十一分
三十五秒の点

次に掲げる点を
順次に結んだ線

十六 北緯二十六度三十分二十六秒、東経百二十七度五十一分
五十四秒の点

及び十六に掲げる点と二十四に
る点と二十四に
五十三秒の点

掲げる点とを結ぶ
んだ線により囲
まれた区域のうち
陸域以外の区

十九 北緯二十六度三十分四十一秒、東経百二十七度五十二分
五十九秒の点

域
十九 北緯二十六度三十分四十一秒、東経百二十七度五十二分
七秒の点

二十 北緯二十六度三十分三十七秒、東経百二十七度五十二分
十三秒の点

二十一 北緯二十六度三十分三十八秒、東経百二十七度五十二
分二十四秒の点

二十二 北緯二十六度三十分三十八秒、東経百二十七度五十二
分三十秒の点

二十三 北緯二十六度三十分三十二秒、東経百二十七度五十二
分三十七秒の点

二十四 北緯二十六度三十分二十六秒、東経百二十七度五十二
分三十八秒の点

次に掲げる点を

二十五 北緯二十六度三十分二十四秒、東経百二十七度五十九

順次に結んだ線 分三十八秒の点

及び二十五に掲げる点と二十七四十秒の点

二十六 北緯二十六度三十分十六秒、東経百二十七度五十九分

に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域

二十七 北緯二十六度三十分九秒、東経百二十七度五十九分三十七秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の区域
沖縄県中頭郡北 手納町	沖縄県沖縄市 手納町	沖縄県中頭郡嘉 手納町
字伊平（次の図面に示す部分に限る。）、字浜川（次の図面に示す部分に限る。）	字宇久得（次の図面に示す部分に限る。）、字水釜（次の図面に示す部分に限る。）、字兼久（次の図面に示す部分に限る。）、字嘉（次の図面に示す部分に限る。）、字上地（次の図面に示す部分に限る。）、字山内（次の図面に示す部分に限る。）、字森根、字白川（次の図面に示す部分に限る。）、字諸見里（次の図面に示す部分に限る。）、字美里（次の図面に示す部分に限る。）、字大工廻（次の図面に示す部分に限る。）及び字胡屋（次の図面に示す部分に限る。）	字宇久田、字嘉良川（次の図面に示す部分に限る。）、字御殿敷（次の図面に示す部分に限る。）、字山内（次の図面に示す部分に限る。）、字森根、字白川（次の図面に示す部分に限る。）、字諸見里（次の図面に示す部分に限る。）、字美里（次の図面に示す部分に限る。）、字大工廻（次の図面に示す部分に限る。）及び字胡屋（次の図面に示す部分に限る。）

		対象防衛関係施設 に係る対象施設周辺地域	谷町
沖縄県沖縄市	手納町	沖縄県中頭郡嘉	下勢頭及び字砂辺（次の図面に示す部分に限る。）、字
字宇久得（次の図面に示す部分に限る。）、字水釜（次の図面に示す部分に限る。）、字兼久、字嘉手納（次の図面に示す部分に限る。）、字屋良（次の図面に示す部分に限る。）、字野国、字国直、字東、字野里、屋良一丁目及び水釜六丁目（次の図面に示す部分に限る。）	字久得（次の図面に示す部分に限る。）、字嘉良川、字御殿敷（次の図面に示す部分に限る。）、字山内（次の図面に示す部分に限る。）、字上地、字森根、字白川（次の図面に示す部分に限る。）、字美里、字諸見里、字大工廻（次の図面に示す部分に限る。）、字胡屋（次の図面に示す部分に限る。）、字知花（次の図面に示す部分に限る。）、知花四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、松本五丁目から七丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、美里六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、八重島一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、嘉間良一丁目（次の図面に示す部分に	す部分に限る。）、字上勢頭（次の図面に示す部分に限る。）、字	

			限る。)、中央二丁目及び四丁目、上地一丁目及び三丁目（いざ れも次の図面に示す部分に限る。）並びに四丁目、諸見里二丁目 (次の図面に示す部分に限る。)、山内一丁目及び三丁目（いざ れも次の図面に示す部分に限る。）並びに四丁目並びに南桃原四 丁目（次の図面に示す部分に限る。）
沖縄県中頭郡北 谷町	字伊平（次の図面に示す部分に限る。）、字浜川（次の図面に示 す部分に限る。）、字上勢頭（次の図面に示す部分に限る。）、字 下勢頭、字砂辺（次の図面に示す部分に限る。）、字桑江（次の 図面に示す部分に限る。）、字宮城（次の図面に示す部分に限る。） 及び美浜三丁目（次の図面に示す部分に限る。）	沖縄県中頭郡読 谷村	字伊平（次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 二 北緯二十六度二十分二十秒、東経百二十七度四十四分四十 九秒の点	一 北緯二十六度二十分二十秒、東経百二十七度四十四分四十 九秒の点	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる	

点と三に掲げる 秒の点

点とを結ぶ海岸
線により囲まれ
た海域

三 北緯二十六度二十一分一秒、東經百一十七度四十四分二十
九秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に
含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区
域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ
るものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対
象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十八 キャンプ瑞慶覧

対象防衛関係施設 の所在地	沖縄県宜野湾市 字安仁屋ほか
------------------	-------------------

対象防衛関係施設 の区域	沖縄県宜野湾市	字安仁屋、字伊佐、字喜友名、字新城、字普天間及び普天間一 丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
沖縄県中頭郡北 谷町	沖縄県沖縄市	字玉上、字大村、字北前、字北谷並びに北谷一丁目及び二丁目 (いずれも次の図面に示す部分に限る。)
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	沖縄県中頭郡北 中城村	字山内、字山里、山里二丁目及び三丁目並びに南桃原一丁目（い ずれも次の図面に示す部分に限る。） 字屋宜原、字比嘉、字安谷屋、字瑞慶覽及び字喜舎場（い ずれも次の図面に示す部分に限る。）

限る。)、喜友名一丁目及び二丁目 (いずれも次の図面に示す部分に限る。)、伊佐一丁目から三丁目 (次の図面に示す部分に限る。) まで及び四丁目 (次の図面に示す部分に限る。)、字大山 (次の図面に示す部分に限る。) 並びに大山一丁目及び三丁目 (いずれも次の図面に示す部分に限る。)

沖縄県中頭郡北
谷町

字玉上、字大村、字吉原 (次の図面に示す部分に限る。)、字北前、字北谷、北前一丁目 (次の図面に示す部分に限る。)、北谷一丁目及び二丁目、字美浜 (次の図面に示す部分に限る。) 並びに美浜一丁目 (次の図面に示す部分に限る。)

沖縄県沖縄市

字山内 (次の図面に示す部分に限る。)、字山里、山里一丁目 (次の図面に示す部分に限る。) から三丁目まで、山内二丁目 (次の図面に示す部分に限る。)、南桃原一丁目及び二丁目 (次の図面に示す部分に限る。) 並びに久保田一丁目 (次の図面に示す部分に限る。) 及び三丁目

沖縄県中頭郡北

字屋宜原 (次の図面に示す部分に限る。)、字比嘉 (次の図面に

中城村

示す部分に限る。)、字安谷屋(次の図面に示す部分に限る。)、
字瑞慶覽、字喜舎場(次の図面に示す部分に限る。)及び字島袋
(次の図面に示す部分に限る。)

次に掲げる点を順次に結んだ線一秒の点

及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域

一 北緯二十六度十八分十八秒、東経百二十七度四十五分三十一秒の点

二 北緯二十六度十八分二十一秒、東経百二十七度四十五分二十四秒の点

三 北緯二十六度十八分三十一秒、東経百二十七度四十五分二十五秒の点

四 北緯二十六度十八分三十六秒、東経百二十七度四十五分三十四秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十九 普天間飛行場

対象防衛関係施設	対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域
沖縄県宜野湾市	沖縄県宜野湾市	字佐真下ほか
字佐真下（次の図面に示す部分に限る。）、字上原、字中原、字	字佐真下、字上原、字中原、字赤道、字神山、字大山、字大謝名、字真志喜、字伊佐、字喜友名、字新城、字野嵩、字宜野湾、伊佐一丁目、喜友名一丁目及び二丁目、新城一丁目、普天間二丁目、野嵩二丁目、上原一丁目、赤道一丁目、愛知一丁目、宜野湾一丁目及び二丁目、真栄原三丁目、大謝名二丁目、真志喜一丁目並びに大山一丁目及び二丁目（いづれも次の図面に示す部分に限る。）	字佐真下、字上原、字中原、字赤道、字神山、字大山、字大謝名、字真志喜、字伊佐、字喜友名、字新城、字野嵩、字宜野湾、伊佐一丁目、喜友名一丁目及び二丁目、新城一丁目、普天間二丁目、野嵩二丁目、上原一丁目、赤道一丁目、愛知一丁目、宜野湾一丁目及び二丁目、真栄原三丁目、大謝名二丁目、真志喜一丁目並びに大山一丁目及び二丁目（いづれも次の図面に示す部分に限る。）

赤道、字神山、字大山、字大謝名（次の図面に示す部分に限る。）、字真志喜（次の図面に示す部分に限る。）、字伊佐（次の図面に示す部分に限る。）、字喜友名（次の図面に示す部分に限る。）、字新城（次の図面に示す部分に限る。）、字野嵩、字宜野湾、伊佐一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、喜友名一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、新城一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、普天間一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、野嵩一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、上原一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、赤道一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、愛知一丁目、神山一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宜野湾一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、真栄原二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大謝名一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、真志喜一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに大山一丁目、二丁目及び三丁目から六丁目まで（いづれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。